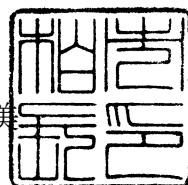


制限付き一般競争入札（事前審査型）について（公告）

制限付き一般競争入札（事前審査型）を次のとおり執行します。（なお、本案件は、競争参加資格確認申請書の提出が必要です）

令和 8 年 8 月 2 7 日

柏市長 太 田 和 美



1 案件概要

(1) 番号

工事 第 1 4 5 号

(2) 件名

柏市立柏の葉小学校校舎増築等工事（建築工事）

(3) 場所

柏市十余二 3 4 8 番地 5 1 中央 4 0 4 街区 1

(4) 概要

ア 小学校校舎増築等工事に係る建築工事一式

イ 小学校校舎増築等工事に係る昇降機設備工事一式

ウ 小学校校舎増築等工事に係る付帯工事一式

(5) 工期

柏市議会令和 8 年第 4 回定例会（以下「柏市議会」という。）の議決の日の翌日から令和 1 0 年 1 0 月 1 3 日（金）まで

(6) 入札形態

電子入札（ちば電子調達システム）

混合入札（単体又は 2 社（代表者、構成員 1）若しくは 3 社（代表者、構成員 1，構成員 2）により構成される共同企業体による入札）

(7) 予定価格

落札者の決定後に公表

(8) 低入札価格調査基準額

落札者の決定後に公表

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から開札の日まで（総合評定値

については公告の日)において、次の要件のすべてを満たす者とする。

(1) 参加形態

ア 単体による参加の場合

本案件において、共同企業体の代表者並びに構成員 1 及び構成員 2 ではないこと。

イ 共同企業体による参加の場合

入札参加資格確認申請の申請期限の日において、次の要件を満たす共同企業体を結成していること。

(ア) 2 社又は 3 社により構成される共同企業体であること。

(イ) 共同企業体の構成は共同施工方式であること（分担施工方式は不可）。

(ウ) 共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大の出資比率であること。

(エ) 共同企業体の代表者を除く各構成員の出資比率は次に掲げる構成員数に応じた最小出資比率以上であること。

a 2 社 30 パーセント

b 3 社 15 パーセント

(2) 登録状況

単体で参加する者及び共同企業体の代表者並びに構成員 1 及び構成員 2（以下、「入札参加者」という。）は次に掲げる要件を満たしていること。

ア 建築一式工事について、柏市競争入札参加資格者として登録されていること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

ウ 電子交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過しない者又はこの公告の日前 6 か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生の手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生の手続の申立てがなされている者（競争入札参加資格者として、再度確認を受けた者を除く。）に該当しないこと。

オ 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和 62 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成 26 年 12 月 18 日制定）に基づく指名排除（以下「指名停止等」という。）を受けていないこと。

カ 柏市長と契約を締結した案件の工事検査通知書の評定点（以下「工事成績」という。）が、次に掲げるものに該当しないこと。なお、特定建設工事共同企業体が受けた工事成績は、各構成員が受けたものとみなす。

(ア) 開札の時以前 3 か月以内に通知を受けた工事成績で 60 点未満（低入札価格調査の対象となり落札した案件については、65 点未満）のもの

(イ) 開札の時以前 2 か月以内に通知を受けた工事成績で 60 点以上 65 点未満のもの

キ 事業協同組合等が入札に参加をする場合、その構成員ではないこと。

(3) 所在

次に掲げる要件を満たすこと。ただし、本店は、人的及び物的設備を充足していること（責任者が常勤していること。電話の転送等は原則として認めない。一時的な転送においては、転送先が別法人や雇用関係のない個人等ではないこと）。

ア 単体による参加の場合又は共同企業体による参加で代表者の場合
本店が日本国内にあること。

イ 共同企業体による参加で構成員 1 又は構成員 2 の場合
本店が千葉県内又は入札の権限が委任された支店等が柏市内にあること。

(4) 許可

ア 単体による参加の場合又は共同企業体による参加で代表者の場合
建築一式工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の特定建設業の許可を受けていること。

イ 共同企業体による参加で構成員 1 又は構成員 2 の場合
建築一式工事について、建設業法第 3 条の特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。

(5) 総合評定値

ア 総合評定値（建設業法第 27 条の 29 第 1 項の総合評定値で、この公告の日において本市に登録されているものをいう。）が、建築一式工事について、次に掲げる値を満たしていること。

(ア) 単体による参加の場合
1, 400 点以上であること。

(イ) 共同企業体による参加で代表者の場合
1, 300 点以上であること。

(ウ) 共同企業体による参加で構成員 1 又は構成員 2 の場合
700 点以上であること。

イ 契約の締結の日前 1 年 7 か月以内の審査基準日の経営事項審査を受けていること。

(6) 実績

入札参加者は次に掲げる実績（平成２８年度以降に本市が発注した案件であって、当該工事成績が６５点未満のものを除く。）をそれぞれ有すること。

なお、共同企業体による実績の場合は、出資比率が３割以上の案件に限るものとし、金額は出資比率に応じた額を実績金額とみなす。

ア 単体による参加の場合又は共同企業体による参加で代表者の場合

官公庁等が平成２８年度以降に発注した次に掲げる全ての条件を満たす建築一式工事を元請として施工完了した実績があること。

(ア) 請負金額が１０億円以上

(イ) 鉄筋コンクリート造

(ウ) 学校（学校教育法第１条で定義された学校に限る）の校舎

(エ) 床面積２，０００㎡以上

(オ) 新築又は増築

イ 共同企業体による参加で構成員１の場合

官公庁等が平成２８年度以降に発注した請負金額が３，０００万円以上の建築一式工事について、元請として施工完了した実績があること。

ウ 共同企業体による参加で構成員２の場合

官公庁等が平成２８年度以降に発注した請負金額が１，０００万円以上の建築一式工事について、元請として施工完了した実績があること。

(7) 技術者

入札参加者は次に掲げる技術者を配置すること。

なお、当該配置する技術者は、入札書の提出があった日において３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。

ア 単体による参加の場合又は共同企業体による参加で代表者の場合

建築一式工事について、建設業法第２７条の１８第１項の監理技術者資格者証の交付を受けた者を専任で配置すること。

イ 共同企業体による参加で構成員１又は構成員２の場合

建築一式工事について、監理技術者資格者証の交付を受けた者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

また、配置予定技術者等は工期開始日に配置可能であればよいものとする。

本工事は、建設業法第２６条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

(8) 社会保険等の加入

入札参加者は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」とい

う。)に加入していること。

3 設計図書等の閲覧

(1) 期間

この公告の日から開札の日の前日まで

(2) 方法

入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち、この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「仕様書等」欄での閲覧

4 質疑及び回答

(1) 対象者

質疑ができる者は競争参加資格確認通知により競争参加資格を認められた者（共同企業体の構成員も含む）に限る。

(2) 質疑受付期限

競争参加資格確認通知後から令和8年9月18日（金）午後5時まで

(3) 質疑受付方法

質疑書様式（入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち、この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「仕様書等」欄に含まれる「質疑書」に必要事項を入力したもの）により質疑を作成し以下に指定するメールアドレス宛に送信すること。

(4) 質疑送信先メールアドレス（工事用）

shitsugi-k@city.kashiwa.chiba.jp

(5) 回答方法

令和8年9月29日（火）午前9時までに、入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち、この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「質疑書」欄に回答を掲載する。

5 競争参加資格確認申請書

入札参加者（共同企業体で参加する場合の構成員は除く）は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムで提出するものとする。

(1) 送信期間

令和8年8月28日（金）午前8時から同年9月8日（火）午後5時まで

(2) 送信方法

調査票（入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち、この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「仕

様書等」欄に含まれる「調査票」に必要事項を入力したもの)に、次のアからエに掲げる書類をスキャナーで読み取ったファイルを添付し、入札参加者（共同企業体で参加する場合の構成員は除く）が電子入札システムにより申請すること（スキャナーで読み取り添付することにより難しい場合は、ファクシミリ（柏市契約課 04-7167-1210）により送信すること。）。

ア 特定建設工事共同企業体協定書（共同企業体で参加する場合）

イ 委任状及び使用印鑑届（共同企業体で参加する場合）

ウ 配置予定技術者等に関する誓約書

エ 契約の締結の日前1年7か月以内の審査基準日の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（共同企業体で参加する場合は、代表者及び構成員各々のもの）

なお、落札した場合は、速やかにアからウに掲げる書類の原本を提出すること。

(3) 競争参加資格確認通知書

競争参加資格確認申請書を提出した者に対して、令和8年9月11日（金）午後5時までに、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を発行する。

6 入札書

入札参加者（共同企業体で参加する場合の構成員は除く）は、入札書を電子入札システムで提出するものとする。

なお、暴力団排除に関する誓約事項（入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち、この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「仕様書等」欄に含まれる「誓約事項」）を承諾の上、入札しなければならない。

(1) 送信期間

令和8年9月29日（火）午前10時から同年10月5日（月）午後3時まで

(2) 送信方法

内訳書（入札情報サービスの「入札予定（公告）」のうち、この公告の件名の表示ボタンを押下すると表示される「入札予定（公告）表示」に添付された「仕様書等」欄に含まれる「内訳書」に必要事項を入力したもの）を作成し、電子入札システムに添付して送信すること。

(3) 入力する入札金額

契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事

業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。

(4) 入札保証金

ア 入札保証証券等の提出

入札保証金の納付義務がある。ただし、現金及び現金に代わる担保としての国債その他有価証券による納付は認めない。

現金及び現金に代わる担保に代えて、次に定める入札保証、入札保証保険又は契約保証（以下「入札保証等」という。）のいずれかを締結又は予約し、その証書又は証券（以下「証券等」という。）を持参又は郵送により提出しなければならない。

(ア) 金融機関の入札保証

(イ) 保険会社の入札保証保険

(ウ) 金融機関・保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の契約保証の予約

イ 入札保証等に係る保証割合

入札保証等に伴う保証割合は、前記アに定める保証の区分に応じて次に定めるとおりとする。

(ア) 入札保証及び入札保証保険

入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（以下「税込入札金額」という。）の100分の5以上

(イ) 契約保証の予約

税込入札金額の100分の20以上（低入札価格調査の対象となった場合は、税込入札金額の100分の30以上に増額変更）又は契約希望金額が税込入札金額以上

ウ 入札保証等に係る証券等の提出期限

競争参加資格確認通知後から令和8年10月5日（月）午後3時まで

エ 入札保証等に係る保険又は保証の期間

入札保証等に係る保険又は保証の期間には、次に示す期日を含めなければならない。

証券等の提出日から令和8年12月16日（水）まで

なお、本期間は柏市議会の会期日程により変更となる場合がある。

オ 入札保証等の取扱い

入札保証の取扱いについては、「建設工事における入札保証に関する説明事項」によるものとする。

7 開札

(1) 日時

令和8年10月6日（火）午前9時

(2) 場所

本庁舎4階入札室

(3) 立会人

入札参加者は、開札に立ち会うことができる。

8 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で低入札価格調査失格基準額以上の価格の入札がないときは、1回目の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。その際、低入札価格調査失格基準額未満の価格の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札における入札書の提出期限日等は、電子入札システムの「再入札通知書」により通知する。

9 契約

(1) 契約の成立要件

契約の成立は、本案件及び関連工事である工事第146号「柏市立柏の葉小学校校舎増築等工事（電気設備工事）」及び工事第147号「柏市立柏の葉小学校校舎増築等工事（機械設備工事）」（以下「関連工事」という。）に係る柏市議会の議決を要する。

なお、本案件若しくは関連工事が柏市議会で否決された場合又は開札の時から議決の時までに本案件を落札した者（共同企業体を結成している場合には、その共同企業体又はその代表者若しくは構成員）が指名停止等を受けた場合は本契約は成立しない。また、関連工事を落札した者（共同企業体を結成している場合には、その共同企業体又はその代表者若しくは構成員）が指名停止等を受けた場合は、本契約は成立しないことがある。いずれの場合においても、本市は、本契約が成立しないことによる補償は行わない。

(2) 市内本店業者への下請負

落札者は、下請業者を使用し工事を施工する場合には、市内本店業者を優先して下請負をさせるように努めること。

(3) 社会保険等未加入建設業者との下請契約

落札者は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）とは、原則として下請契約を締結してはならない。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の20以上の額（入札金額が低入札価格調査基準額を下回る場合は、100分の30以上の額）を納付すること（当該納付に代えて、保険会社、金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証によることができる。）。

なお、契約保証金の納付及び保険会社、金融機関又は保証事業会社の保証証書の提出は、仮契約の締結までに行うこと。

(5) 前払金及び中間前払金

前払金は契約金額のうち本市の会計年度ごとに定める出来高予定額のそれぞれ4割に相当する額（入札金額が低入札価格調査基準額を下回る場合は、それぞれ2割に相当する額。いずれも10万円未満の額を切捨て）を、中間前払金は会計年度ごとに定める出来高予定額のそれぞれ2割に相当する額（10万円未満の額を切捨て。なお、入札金額が低入札価格調査基準額を下回る場合は除く。）を、当該会計年度ごとに請求をすることができる。

ただし、前払金と中間前払金の合計額は、会計年度ごとに定める出来高予定額の6割の額（10万円未満の額を切捨て）を上限とする。

(6) 部分払

柏市財務規則（昭和59年柏市規則第4号）第160条の部分払の請求をすることができる。

(7) 建設業退職金共済に係る手続

建設業退職金共済証紙を購入し、その掛金収納書を提出すること（その他の退職金共済制度に加入している場合又は独自の退職金制度を保有している場合を除く。）。

(8) CORINS

一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録をすること（契約金額が500万円未満の案件を除く。）。

10 留意事項

(1) 無効な入札

入札参加資格のない者が行った入札、申請書若しくは入札書又はそれらの添付

資料に虚偽の入力又は記載を行った者の入札及び入札条件（柏市入札情報の「規程集」に掲載するもの）に違反した者の入札は無効とする。

(2) 低入札価格調査

本案件は低入札価格の調査対象案件であるため、低入札価格調査基準額を下回る金額で入札し、最低価格を提示した者であっても、落札者とならないことがある。

(3) 低入札価格調査に対する失格の特例

低入札価格調査基準額を下回る金額、かつ、低入札価格調査失格基準額を下回る金額で入札した場合は、失格とする。

(4) 低成績の業者に対する失格の特例

令和6年4月1日から開札の日時までの間に柏市長が通知した工事成績で6.5点未満のものがある者は、本案件で低入札価格調査基準額を下回る金額で入札した場合にあっては、入札参加資格はないものとする。

(5) システム障害等

ア ちば電子調達システム等に障害等やむを得ない事情が生じた場合は、開札日時を延期し、又は用紙による入札に変更することがある。

イ 入札参加者にシステムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、本市の承諾を得て用紙による入札に変更することができる。

(6) 異議申立て

ア 入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

イ 入札の執行は、競争参加資格確認申請者が1者もなかったとき、又は関連工事の1案件以上が取りやめ若しくは中止となったとき、又は本市の都合により若しくは入札を公正に執行することができないと認めるときは、開札日時を延期し、又は取りやめることがある。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできない。

ウ 本案件の落札業者の決定は、関連工事の案件の開札の結果が確定するまでは保留するものとする。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできない。

(7) 柏市営繕工事週休2日促進工事

本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事である。詳細については、現場説明書及び「柏市営繕工事週休2日促進工事实施要領」によるものとする。

(8) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

1.1 担当

(1) 発注部署

教育総務部 教育施設課

(2) 入札執行部署

財政部 契約課

住所 柏市柏五丁目10番1号

電話 04-7167-1121（直通）

柏市入札情報 柏市オフィシャルウェブサイト

(<http://www.city.kashiwa.lg.jp/>) からリンクされるページ